

令和6年1月理事会議事録

1 開催日時 令和6年1月29日（月） 15時00分 ～ 16時16分

2 場 所 社会保険診療報酬支払基金本部

3 出席者

理 事 長	神 田 裕 二
専 務 理 事	山 崎 章 一
公 益 代 表 理 事	山 本 光 昭
同	播 磨 俊 郎
保 険 者 代 表 理 事	今 泉 礼 三
同	長 尾 健 男
同	天 野 勝 司
被 保 険 者 代 表 理 事	古 川 大
同	寺 田 正 人
同	小 林 司
診 療 担 当 者 代 表 理 事	猪 口 雄 二
同	長 島 公 之
同	大 杉 和 司
公 益 代 表 監 事	塔 下 和 彦
保 険 者 代 表 監 事	吉 田 雄 彦
被 保 険 者 代 表 監 事	新 谷 信 幸
診 療 担 当 者 代 表 監 事	篠 原 彰
常 任 顧 問	加 瀬 勝
参 与	安 部 好 弘

4 議 題 1 支払基金改革の進捗状況

2 議事

(1) 役員を選任（案）

(2) 基金法等の改正による支払基金定款の一部変更等（案）

(3) 令和5事業年度特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給
関係特別会計予算、事業計画及び資金計画変更（案）

3 報告事項

(1) 令和6年能登半島地震への対応

(2) レセプト及び請求支払関係帳票の誤送付状況

(3) 令和5事業年度社会保険診療報酬支払基金事業計画及

び保健医療情報会計・医療介護情報化等特別会計予算等
変更の認可

4 定例報告

- (1) 令和5年11月審査分の審査状況
- (2) 令和5年12月審査分の特別審査委員会審査状況
- (3) 令和5年12月理事会議事録の公表

5 議事内容

(理事長)

ただいまから理事会を開催する。本理事会の議事録署名者として今泉理事、小林理事にお願いをする。

また、本日は保険者代表の木倉理事、被保険者代表の福田理事が欠席である。この結果、本理事会は、現時点で理事会の構成員である理事長及び理事の総数15名のうち、13名の出席を確認しているので、支払基金定款に規定されている定足数を満たしており、本理事会が成立することを申し添える。

それでは議題に入る。

議題1「支払基金改革の進捗状況」について、事務局から説明をする。

-----事務局から資料説明-----

支払基金改革に係る、

- 集約前の令和3年度と比較した令和5年11月審査分の審査実績の推移
- AIによる振分機能の実装
- 審査結果の不合理な差異解消の取組
- 審査の差異の可視化レポート機能の導入
- 統一的なコンピュータチェックルールの設定
- 在宅勤務（職員・審査委員）の実施状況
- 既存事務所の有効活用

についての直近の取組、進捗状況を説明。

(理事長)

ただいまの「支払基金改革の進捗状況」について、質問、意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

(理事長)

特段の質問、意見等がないようであれば、次に、議事(1)「役員を選任(案)」についてお諮りをする。

今般、診療担当者代表の松本純一理事から、退任したい旨の申出があり、支払基金法及び定款に基づき、所属団体に候補者の推薦を求めたところ、診療担当者代表の理事として、茨城県医師会会長、鈴木邦彦氏が推薦された。基金法上、所属団体の推薦により選任する。それを定款上、理事会で選任するとされているので、鈴木氏を理事に選任することとしたいと思うがよろしいか。

(異議なし)

(理事長)

異議なしと認め、鈴木氏を理事に選任することとする。

なお、鈴木邦彦氏の任期については、定款により、前任者の残任期間となっているので、今年8月26日までとなる。

続いて、議事(2)「基金法等の改正による支払基金定款の一部変更等(案)」について、事務局から説明をする。

-----事務局から資料説明-----

支払基金法等の改正による支払基金定款の一部変更等(案)について、令和6年3月1日及び4月1日に施行される各種法改正に関し

- ・電子資格確認の拡大に伴う定款への業務追加
- ・感染症法の改正に伴う定款への義務追加、業務方法書の策定
- ・財政調整事業関係の出産育児支援金の新設等に伴う定款への業務追加、業務方法書及び特別会計規程の基本的事項の変更
- ・精神保健福祉法の改正に伴う条文の変更による定款の変更の概略、概要について説明。

(理事長)

ただいまの「基金法等の改正による支払基金定款等の一部変更等(案)」について、質問、意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

特段の質問、意見がないようであれば、原案のとおり決定することとしてよろしいか。

(異議なし)

(理事長)

異議なしと認め、原案のとおり決定することとする。

続いて、議事(3)「令和5事業年度特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係特別会計予算、事業計画及び資金計画変更(案)」について、事務局から説明をする。

-----事務局から資料説明-----

令和5事業年度特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係特別会計予算、事業計画及び資金計画変更(案)について、

特定B型肝炎ウイルス感染者に対する給付金等の支給に支障が生じないよう国の令和5年度補正予算において、追加財源措置がされたことに伴う予算事業計画・資金計画の変更を説明。

(理事長)

ただいまの「令和5事業年度特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係特別会計予算、事業計画及び資金計画変更(案)」について、質問、意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

特段の質問、意見がなければ、原案のとおり決定することとする。

それでは、個別に議決をいただいた、「役員の選任」、「基金法等の改正による支払基金定款の一部変更等」、最後の「令和5事業年度特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係の特別会計予算、事業計画、資金計画の変更」について、法令の定めるところにより、厚生労働大臣宛て認可申請の手続を行うこととする。

なお、毎回申し上げていることであるが、認可手続の途中等で軽微な修正が必要となった場合については、私にご一任いただきたいと思います。よろしいか。

(異議なし)

調整の結果、報告が必要な事項が生じた場合には、2月理事会でご報告をさせていただきたいと考えている。

続いて、報告事項(1)「令和6年能登半島地震への対応」について、事務局

から報告をする。

(事務局)

今般の能登半島地震で被災された方々におかれましては、心よりお見舞い申し上げます。

-----事務局から資料説明-----

令和6年能登半島地震への対応について、

・支払基金における事業継続の運営に係る対応

・診療報酬等の請求支払等

保険医療機関及び保険薬局等への診療報酬等の支払

広域連合等への支払及び保険者等からの収納状況

・職員等の被災状況

支払基金（新潟、富山、石川及び福井県）の被災状況 等を説明。

(理事長)

ただいまの「令和6年能登半島地震への支払基金の対応」について、質問意見等があれば、ご発言ください。

(診療担当者代表理事)

人の生命に関わる重大さから考えると、この報告は、本来なら本日の最初の議題であってもしかるべきではなかったかなと考えるが、地震、大雨などの大災害が発生すると、被災者である被保険者のレセプト由来の医療情報というのは、命と健康を守るために役に立つ、大変重要なものとなっている。

現在は、オンライン資格確認の災害モードが使えた場合においては、レセプト由来の薬剤情報などが活用でき、実際に1万2,000を超える閲覧がされていると聞いている。大変役立っているそうである。ただし、災害の規模が大きければ大きいほど、実際には、オンライン資格確認システム自体が使えなくなり、あるいは避難所では使えないという制限がある。その点から考えると、国保や後期高齢者である被災者の医療情報は、国保連合会が都道府県庁と協力して、医師会等の了解を得た上で提供する体制を整備して、避難所や避難先で実際に活用されているところである。被災地では、社保の被災者においても、同様の情報提供が望まれているが、支払基金としてこれまでどのような対応されてきたのか。また、今後どのような対応をされるのか、教えていただきたい。

(事務局)

今回の災害においては、いわゆる災害モードについては、ご指摘のとおり、災害時モードを開放、具体的には、1月1日に開放して、これまで利用いただいている。直近の1月22日は1万6,000件の利用があった。

現時点においては、こうしたものは活用されている。ただ、今回の災害対応においては、例えば一部通信の途絶により、例えば通信において、しばらく使えない時期が続いて、先々週ようやく開通したということもあるので、ただいま理事からご指摘のあった、災害時においてシステムが使えるように、こういった形で情報提供するかということについては、まさに今後の検討課題だと考えているので、厚生労働省とも連携して、今後、どうあるべきかは、今回の災害の教訓を得て考えていきたいと思う。

(診療担当者代表理事)

国保連合会では、既に平成23年の東日本大震災から、この情報提供に対応されている。これまでの災害の歴史においても、被災地や避難先において、社保の被保険者の被災者の医療情報も当然必要であり、大いに命を救うのに役立ったはずである。今後も災害はいつ起こるか分からない。先ほど申し上げたオンライン資格確認は、災害時には使えない場合も当然想定されなければいけない。あるいは、医療機関以外の、例えば避難所では使えないという限界もある。したがって、国保を見習っていただいて、支払基金としてもぜひ早急に対応策を考えていただきたいと思う。

(理事長)

ご指摘の点は、オンライン資格確認システムではなくて、そもそも保有しているレセプト情報で、薬剤等の情報を提供するということかと思う。これについては、支払基金も当然行っており、これまでも東日本大震災とか、熊本地震であるとか、そういう場合には、現地の支部から本部に連絡があって、その情報の提供の可否も判断した上で情報提供するという仕組みは、国保に限らず支払基金でもこれまで行っているところである。

実際の実施において、それがスムーズにできているのかどうか、そういう問題点については、今後改善すべき点があれば、改善していきたいと思うが、オンライン資格確認に限らず、これまでも保有しているものについては、レセプトに書いてある薬剤情報等については、必要があれば提供するという事は、支払基金も行っている所以、その点、ご理解をお願いしたい。

(診療担当者代表理事)

後ほどで結構であるが、これまでの実績を整理していただいて、資料として提示いただければと思う。

また、今回の能登半島地震においても、既に提供されているのか。

(理事長)

今回の地震においては、オンライン資格確認を使って、災害時モードで提供するという事は行っている。現地からの承諾要求を受けて、現地で提供するという事については、行っていないのではないかとと思う。この点については、国保は、現地でオンライン資格確認システムが動いていない場合も、レセプト情報等を提供してきているということかと思うので、その点については、我々のほうのオペレーションがどうであったかということについては、よく確認をしたいと思う。

(診療担当者代表理事)

確認をしていただいて、必要なときにはスピーディーに提供できるという体制の整備を、ぜひお願いしたいと思う。

(理事長)

体制については、一定のルールはできているが、オンライン資格確認システムの開放による災害時モードによる提供以外に、オペレーションとしてどこまで何をやる必要があるかということについては、よく検討させていただきたいと思う。

ご指摘に感謝申し上げます。

他に質問、意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

他に質問、意見等がないようであれば、報告事項(2)「レセプト及び請求支払関係帳票の誤送付状況」について、事務局から報告をする。

-----事務局から資料説明-----

- レセプト及び請求支払関係帳票の誤送付状況について、
- ・令和5年10月～12月までに発生した書類の誤送付の発生状況
個人情報保護委員会への対象となった事例
医療機関等及び保険者等に対しての誤送付件数
誤送付事故を踏まえた取組
 - ・日本郵便株式会社への申し入れ
毎月発生している送付物の誤配達・未到着事案について日本郵便株式会社に対し申し入れ内容、申し入れに対する日本郵便株式会社の対応を説明。

(理事長)

ただいまの「レセプト及び請求支払関係帳票の誤送付状況」について、質問、意見等あればご発言ください。

(保険者代表理事)

本件、対応に尽力されていることは理解しているつもりであるが、残念ながら依然として発生ゼロには至っていないのも事実である。

また、仮に一旦ゼロになったとしても、決してそれは、その後のゼロを保証するものでもないため、いずれにしても息の長い取組が必要だろうと認識している。

これまでも何度かこの場で似たようなことを申し上げているが、マニュアルが守れないのは何故かということについて、何点か思うところがある。一つはマニュアル自体が周知されていない。あるいは理解されていない。誤解している。こういう側面が一つ。

二つ目は、マニュアルがあるのはもちろん、内容についても理解しているが、それが意図的かどうかも含めて、守られていない。理解しているが守っていない。大きく分けると二つの側面があるように思われる。後者の場合は、仮に本人が意図的に守っていないということであれば論外だが、マニュアル自体が、現場前線の業務や作業にそぐわずに、いわば守れないようなマニュアルになっているとすると、なかなか厄介である。実際には不便で守りにくいマニュアルだが、上から言われたので、それを受け入れてしまい、変えることがなかなかできない。仮にこのような事象が潜んでいるとすれば根の深い問題であろうかと思う。やはり、起こった事案それぞれの原因に沿った対応というのがあると思う。

本部主導で、一律の目線でもって対応されるということ自体は非常によろしいことと思うが、原因に沿った対応という点についても、今一度目を

配っていただければと思います、申し上げた次第である。

(事務局)

マニュアルの策定については、本部の机上論とはならないように、一旦作成したものを地方組織に還元して、全国に発信する前に、地方組織の意見を取り入れて、これで本当に大丈夫なのかどうか、そういった検証も踏まえて発出しているということが、現実としてある。

一方、マニュアルの不遵守という側面については、医療機関であれば23万箇所、保険者であれば1万数千箇所、こちらに送付物を毎月定期的に送付している中で誤りがあるのは1か所、3,000人の職員が従事して間違えるのは1人。この場合、ヒューマンエラーというか、ついうっかり確認が漏れてしまったとか、突き詰めるとそのような原因である。これを文面上表記すると、やはりマニュアルの不遵守という言葉に落ち着いていることが現実としてある。いずれにせよ、理事が仰ったとおり、一過性としてゼロになって一喜一憂することなく、今後とも発送業務において、誤送付の絶無を期すような形で、本部、地方組織が一体となっていくことを申し上げる。

(保険者代表理事)

よろしく願います。

(理事長)

ご指摘に感謝申し上げます。

絶無を目指して徹底を図っていく。

他に質問、意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

次に、報告事項(3)「令和5事業年の事業計画及び保険医療情報会計・医療介護情報化等特別会計予算等変更の認可」についてであるが、12月理事会において、予算変更等の議決をいただいた。スライド69をご覧ください。本案件について、厚生労働大臣宛て認可申請手続きを行っていたが、12月27日までの間に全て認可が下りたことを報告させていただく。

続いて、定例報告(1)「令和5年11月審査分の審査状況」について、事務局から報告をする。

-----事務局から資料説明-----

令和5年11月審査分の審査状況について説明。

(理事長)

ただいまの「令和5年11月審査分の審査状況」について、質問・意見等があればご発言ください。

特段の質問、意見等がないようであれば、次に、定例報告(2)「令和5年12月審査分の特別審査委員会審査状況」について、事務局から報告をする。

-----事務局から資料説明-----

令和5年12月審査分の特別審査委員会審査状況について説明。

(理事長)

ただいまの「令和5年12月審査分の特別審査委員会審査状況」について、質問、意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

特段の質問、意見等がないようであれば、次に定例報告(3)「令和5年12月理事会議事録」の公表について報告をする。

12月理事会議事録については、皆様に議事内容をご確認いただいた上で、議事録署名者である古川理事、猪口理事にご署名をいただいているので、支払基金ホームページに掲載することとする。

全体を通して、質問、意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

特段ご質問、ご意見等がないようでしたら、本日の理事会は、これをもって閉会とさせていただきます。

次回の理事会については、2月26日月曜日の午後3時から開催する予定としている。

なお、お手元に参考で、令和6年度の理事会開催予定日を配付している。4月や12月、2月、3月などについては、一部最終週の月曜日ではない日程となっているので、ご留意の上、日程の確保方、よろしくご留意申し上げます。

令和6年1月29日

理 事 長 神 田 裕 二

保 險 者 代 表 理 事 今 泉 礼 三

被 保 險 者 代 表 理 事 小 林 司